

軽油引取税における罰則(平成23年度改正)

| 項目 | 懲役刑 | 罰金刑 | 倍数刑 | 法人重科 |
|--|-----------|--------------|-----|-----------|
| 検査拒否等の罪 (第144条の12・第144条の39) | 1年 以下 | 50万円 以下 | — | — |
| 免税証の不正受給等による免税軽油の引取りの罪 (第144条の22・第144条の25②、③) | 10年 以下 | 1000万円 以下 | — | — |
| 製造等の承認を受ける義務違反の罪 (第144条の33①、⑥) | 10年 以下 | 1000万円 以下 | — | 3億円 以下 |
| いわゆる供給者罰則 (第144条の33②、⑥) | 7年 以下 | 700万円 以下 | — | 2億円 以下 |
| いわゆる不正軽油等譲受罪(購入者罰則) (第144条の33③、⑥) | 3年 以下 | 300万円 以下 | — | 1億円 以下 |
| 脱税犯 (第144条の41①、②、④、⑤) | 10年 以下 | 1000万円 以下 | 1倍罰 | — |
| 不正受還付罪 (第144条の41③、④) | 10年 以下 | 1000万円 以下 | 1倍罰 | — |

(注)1. 網掛けが改正部分。

- 脱税犯については、脱税額が罰金刑の上限を超える場合には、その上限にかかわらず、罰金の額をその脱税額以下とすることが認められており、「1倍罰」とは、罰金の額を脱税額(の1倍)以下とすることができることをいう。
- 「法人重科」とは、法人の業務に関し、代表者その他の従業員が違法行為を行った場合、その行為者を罰するとともに、法人に対して、行為者よりも高額な罰金を科することをいう。